

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます
 — 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ —

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料の控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和5年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には、送付された証明書（または保険料を納めたことの確認が出来る書類）の添付が必要になります。

また、令和5年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」については、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルにお問い合わせください。

国民年金一般については、下記までお問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

納め忘れはありませんか？

今月は、県内一斉「税の滞納整理強化月間」です！

皆さんが納めている税金は、教育、社会福祉、道路や河川などの公共施設の整備や維持管理、警察、消防など行政サービスに必要な、私たちの暮らしを支える大切な財源です。

滞納している税金を放置することは、納期限内に納税した多くの人との間の税負担の公平を欠くことになってしまいます。このため、県と市町村は11月と12月の2カ月間を「宮城一斉滞納整理強化月間」として、滞納者に対する徴収対策（文書催告や勤務先・取引先などへの財産調査、自宅などの搜索、預貯金・給与・不動産などの差し押さえ、自動車のタイヤロック）を強化します。

税金は納期限までに、必ず納めましょう。

税金を滞納していると…

納期限	税金を納付する期限です。 ※以降、延滞金がかかることがあります。
督促状	督促状発送から10日を経過した時に税金を完納していない場合、差し押えの対象となります。
財産調査	滞納者の所有している財産を調査します。
滞納整理	預貯金、給与などを差し押さえ、未納の税金に充てられます。

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

修繕に伴う南さんりく斎苑の利用（火葬炉）について

11月6日(月)から9日(木)の4日間にかけて、火葬炉の修繕を予定しています。期間中は火葬の回数が制限されます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 環境対策課 環境政策係 ☎46-5528 南さんりく斎苑 ☎46-2605

おらほの納税教室

漁業や農業など個人事業での収入（不動産収入を含む）がある人へ

青色申告をはじめませんか？

青色申告と白色申告の違い

項目	青色申告	白色申告
必要な帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	収入金額や必要経費を記載した帳簿（売上帳、仕入帳、経費帳など）
事前の届出	必要	不要
作成書類	所得税青色申告決算書、貸借対照表、損益計算書	収支内訳書
税制上の優遇措置	さまざまな特典があります。	なし

青色申告の主な特典

- ★青色申告特別控除…事業所得または不動産所得に係る取引を複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出している人は、一定の要件のもとで事業所得などの金額から最高55万円を控除することができます。e-Taxによる申告（電子申告）または優良な電子帳簿保存の要件を満たしている場合は、最高65万円を控除することができます。
※正規の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳の場合は、最高10万円の控除となります。
- ★青色事業専従者給与…青色申告者と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度に照らして相当であると認められる金額を必要経費に算入することができます（あらかじめ「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出する必要があります）。

青色申告をするためには、何をすればいいの？

青色申告をするためには、税務署への申請が必要です。青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を気仙沼税務署に提出して、承認を受ける必要があります。令和5年分から青色申告をはじめたい場合は、令和6年3月15日までに申請書を提出してください。

※青色申告について不明な点は気仙沼税務署(☎22-6780)へご相談ください。

青色申告の特典を生かして、節税効果を高めよう！

家族で事業を営んでいる場合や、毎年の収入の変動が大きいような場合は、青色申告をおすすめします。

上記の特典のほかにも、損失の繰り越し・繰り戻しなどの有利なことがあるので、節税効果は高くなります。

また、自分で申告するのが不安な人は、税理士に依頼する方法や商工会に相談する方法があり、これらの委託料などは、必要経費に含めることができます。

*** 今月の税・保険料 ***

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

- 固定資産税……………第4期
- 国民健康保険税……………第6期
- 介護保険料……………第5期
- 後期高齢者医療保険料…第5期

納付期限
11月30日(木)

口座振替日
11月27日(月)

広報10月号で掲載した内容に一部誤りがありました。深くお詫びし、次のとおり訂正します。
 (誤) 固定資産税……………3期 → (正) 町県民税……………3期

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372